

令和5年第10回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和 5 年 1 0 月 3 0 日（月） 午後 2 時 0 0 分 開会 午後 2 時 2 5 分 閉会			
開催場所	瑞浪市役所 4 階 全員協議会室			
議 長	大山 理晴 会長			
出席委員 （ 2 2 名）	委員	遠 山 英 俊	小 栗 智 幸	
		安 田 清 和	渡 邊 美 孝	
		大 山 理 晴	勝 股 増 夫	
		鈴 木 録 郎	奥 村 正 子	
		足 立 正 之	土 屋 敏 子	
		加 納 富 雄	安 藤 良 一	
		成 瀬 良 美		
	農地利 用最適 化推進 委員	岩 嶋 貞 夫	伊 藤 道 子	
		勝 股 重 雄	小 倉 清 弘	
		三 輪 徳 夫	板 橋 仁 晃	
		有 我 俊 春	渡 邊 俊 美	
		小 川 伸 二		
欠席委員 （ 1 名）		水 野 安 喜		
事務局	局長補佐 森 本 英 樹 主事 堀 千佳			
付議事項 議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消申請について 議第 5 号 地籍調査における地目の確認について <				

大山会長

(挨拶)

ただ今から令和5年第10回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。

瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員13名、推進委員9名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、小栗 智幸委員と安田 清和委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

事務局、説明をお願いします。

森本
局長補佐

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の2ページから9ページになります。

まずは、4ページをご覧ください。

3条-19

(議案書の内容を説明)

譲受人が高齢により耕作できなくなった農地を譲り受け、農業経営に励むものです。

次に、5ページをご覧ください。

3条-20

(議案書の内容を説明)

譲受人が高齢により耕作できなくなった農地を譲り受け、農業経営に励むものです。

次に、6ページをご覧ください。

3条-21

(議案書の内容を説明)

空き家に付属する農地を譲り受け、農業経営に励むものです。

次に、7ページをご覧ください。

3条-2 2

(議案書の内容を説明)

譲受人が高齢であり、農業後継者もないことから、隣接する農地を所有する譲受人が農地を譲り受け、農業経営に励むものです。

次に、8ページをご覧ください。

3条-2 3

(議案書の内容を説明)

譲受人が高齢であり、農業後継者もないことから、分家(いとこ)である譲受人が農地を譲り受け、農業経営に励むものです。

次に、9ページをご覧ください。

3条-2 4

(議案書の内容を説明)

売家に付属する農地を譲り受け、農業経営に励むものです。

以上、議第1号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第1号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご意見もないようですので、お諮りいたします

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第1号は、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

鈴木 録郎委員、議第2号の説明をお願いします。

鈴木委員

去る10月20日に、安藤 良一委員、渡邊 俊美委員、日比野主査、私の4名で現地確認をいたしました。

農地法第4条の規定による許可申請につきましては1件であります。

内容といたしましては、田が1筆で、面積129㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

森本
局長補佐

それでは、議第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」
ご説明申し上げます。

議案集の１０ページから１２ページをお願いします。

４条－８

（議案書の内容を説明）

今回、地籍調査による地目修正の通知により、申請がされたもので、
始末書の添付がされております。

申請地周辺の状況は、道路、駐車場に囲まれている第２種農地で、隣
地への影響はないため、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第２号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第２号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見は
ありませんか。

委 員

（質問・意見無し）

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします

議第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」、申請のと
おり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

（全員挙手）

議 長

全員賛成ですので、議第２号は、申請のとおり承認が相当であるとの
意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定します。

次に議第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題
といたします。

鈴木 録郎委員、説明をお願いします。

鈴木委員

農地法第５条の規定による許可申請につきましては９件でありま
す。

内容といたしましては、田が１９筆、畑が９筆、その他１筆で、合
計面積１４，４９６．１４㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

森本
局長補佐

それでは、議第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」
ご説明申し上げます。

議案集の１３ページから３３ページをご覧ください。

まずは、７ページ、１７ページをご覧ください。

５条－５０

（議案書の内容を説明）

7, 485 m²の大規模案件で、転用目的は、太陽光発電施設です。

申請地周辺の状況は、宅地、公衆用道路に囲まれた第2種農地ですが隣地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、18ページ、19ページをご覧ください。

5条—51

(議案書の内容を説明)

4, 670 m²の大規模案件で、転用目的は、太陽光発電施設です。

申請地周辺の状況は、農地、公衆用道路に囲まれた第2種農地ですが隣地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、20ページ、21ページをご覧ください。

5条—52

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第1種中高層住居地域に指定されている第3種農地で、周辺の状況は、宅地、公衆用道路、農地に囲まれています、周辺農地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、22ページ、23ページをご覧ください。

5条—53

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第2種住居地域に指定されている第3種農地で、周辺の状況は、宅地、公衆用道路に囲まれていますので、周辺農地への影響はないため、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、24ページ、25ページをご覧ください。

5条—54

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第1種住居地域に指定されている第3種農地で、周辺の状況は、宅地、公衆用道路に囲まれていますので、周辺農地への影響はないため、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、26ページ、27ページをご覧ください。

5条—55

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第1種住居地域に指定されている第3種農地で、周辺の状況は、宅地、公衆用道路、農地に囲まれています、周辺農地への影響はないように対策が講じられるため、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、28ページ、29ページをご覧ください。

5条—56

(議案書の内容を説明)

申請地周辺の状況は、農地、公衆用道路、宅地に囲まれた第2種農地で、隣地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、30ページ、31ページをご覧ください。

5条—57

(議案書の内容を説明)

申請地周辺の状況は、用悪水路、公衆用道路、宅地に囲まれた第2種農地で、隣地への影響がないため、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、32ページ、33ページをご覧ください。

5条—58

(議案書の内容を説明)

申請地周辺の状況は、農地、山林、雑種地に囲まれた第2種農地ですが、隣地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第3号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。では、これより議第3号について質疑に入ります。
ご質疑、ご意見はありませんか。

委員 (質問・意見なし)

議長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第3号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。

次に、議第4号「農地法第3条の規定による許可の取消申請について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

森本 それでは、議第4号「農地法第3条の規定による許可の取消申請について」、ご説明申し上げます。

局長補佐

34ページから36ページをご覧ください。

取消3-1は、6月総会にて許可した案件について、取消願いが出されたものです。

取消３－２は、５月総会にて許可した案件について、取消願いが出されたものです。

以上、議第４号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第４号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見無し)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第４号「農地法第３条の規定による許可の取消申請について」、申請のとおり取消することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員異議がないとのことですので、議第４号は、計画のとおり決定いたします。

次に、議第５号「地籍調査における地目の確認について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

森本 それでは、議第５号「地籍調査における地目の確認について」、ご
局長補佐 説明申し上げます。

３７ページから３９ページをご覧ください。土岐地区になります。

これは令和５年１０月６日付け瑞地籍第３７号において、瑞浪市長から地籍調査地区の農用地における調査後の土地表示について、「農地」か「農地以外の土地」かの照会に対し、回答するものです。

登記地目が農地で、現況が農地以外の場合の地目変更は、農業委員会の承認が必要なため、照会がきております。

現況につきましては、航空写真での確認等で現況確認調査を行いました。

農業委員会の意見については、次の考え方に基づいて原案を作成しております。

①瑞浪市や国土交通省が希望する農地から公衆用道路、農地から用悪水路への変更は、そのまま認めることとします。

②個人が希望する変更のうち、農地から原野、また農地から山林への変更は、所有者が意図して転用したものではないため、そのまま認めることとします。

③農地から宅地、農地から雑種地へ変更については、所有者が意思を持って転用した。ものであるため、「農地法に沿って、手続きをしてください。」とします。これは、「始末書を付けて農地転用の申請をし

てください。」ということになります。

それぞれの筆に、必要な場合は、コメントを入れておりますので、ご確認ください。

例えば、図面1の1番、宅地なので、「農地法に沿って、手続きをしてください。」となります。

以上、議第5号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第5号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見なし)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
議第5号「地籍調査における地目の確認について」、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第5号は、原案のとおり承認し、瑞浪市長に報告することに決定いたします。
以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名、押印する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員